

平成26年11月11日

市政記者クラブ 様

名古屋市消費生活センター
担当：杉野・板倉
電話：222-9679

「金融商品・高齢者悪質商法110番」の実施をお知らせします

名古屋市消費生活センターでは、11月17日（月）から21日（金）まで、愛知県弁護士会の協力を得て「金融商品・高齢者悪質商法110番」を実施しますのでお知らせします。

記

1 趣 旨

当センターでは、平成24年10月1日より「金融商品等特別相談」窓口を開設し2年が経過しましたが、詐欺的な投資商法等の金融商品に関する被害が現在も続いています。

また、高齢者が生活の中でインターネットや携帯電話を利用する機会が増え、アダルトサイトに気が付かないうちに接続して高額な請求を受けたという相談、身に覚えのない架空請求メールが届いたという相談なども増加しています。

そこで、「金融商品・高齢者悪質商法110番」と冠した電話相談を集中的に行います。

2 開催日時

平成26年11月17日（月）～21日（金）
午前9時～午後4時15分

3 対象

市内在住・在勤・在学の方

4 相談体制

消費生活相談員と弁護士が電話相談に応じます。

※ただし、弁護士による相談は、午後1時30分～4時30分です。

5 相談専用電話番号

くろーない
222-9671

〈参考〉金融商品等特別相談の平成26年度上半期の概要

金融商品等特別相談では当センターの消費生活相談員が電話による相談を行うとともに、高額な被害の出ている「ファンド型投資商品」「未公開株」などの金融商品等について、弁護士による無料の面接相談を行い、被害の迅速な回復を図っています。

平成26年4～9月期の相談件数は498件です。電話により受け付けた相談のうち、104件は弁護士（愛知県弁護士会投資被害弁護団）による面接相談を行いました。

○金融商品等特別相談の相談件数

(単位:件)

種別	主な対象商品	25年度 上半期	26年度 上半期	増減数
生命保険等	生命保険、共済保険、変額保険、医療保険など	78 (30)	78 (31)	0 (1)
損害保険等	火災保険、自動車保険など	53 (6)	31 (6)	▲22 (0)
預貯金・株・証券類	預貯金、社債、株、未公開株、投資信託など	164 (100)	138 (90)	▲26 (▲10)
	(社債)	80 (58)	51 (36)	▲29 (▲22)
	(未公開株)	11 (7)	19 (17)	8 (10)
デリバティブ取引	商品先物、外国為替証拠金取引、バイリーオプション取引など	27 (9)	35 (8)	8 (▲1)
ファンド型投資商品	預託商法、出資金、事業ファンドなど	136 (76)	138 (93)	2 (17)
他の金融商品など	外国通貨、投資顧問、信用保証、電子マネーなど	71 (29)	78 (22)	7 (▲7)
合計		529 (250)	498 (250)	▲31 (0)

※ () 内の数字は65歳以上の相談件数

○相談事例

※相談事例の年代・性別は契約者に係るものです。

①老人ホーム出資金（70歳代 男性）

数日前、金融会社から電話がかかり、「老人ホームを建設する資金を集めているが、個人しか申し込めないので名前を貸してほしい」と言われて、「はい」と返事をした。「金融会社がお金を振り込むので、証券が届いたら連絡してください」と言われた。

2日前、金融会社担当者から「個人名の振り込みではないので受領できないと、老人ホームから断られた。老人ホームからは振り込まないと事業ができなくなるので、損害賠償請求すると言われた。」と連絡があった。

今朝、老人ホームから電話があり「1500万円振り込めば何とかする」と言われた。金融会社に電話をして、自分の口座に振り込んでくれれば代わりに振り込むと伝えたら、「1000万円しか用意できないので、500万円を振り込んでほしい。」と言われた。友人に相談したら、騙されていると言われた。

②バイナリーオプション取引（30歳代 女性）

インターネットの書込みサイトで、バイナリーオプション取引があることを知った。ネットでバイナリーオプション取引会社を探し、申込んだ。

数回に分け、総額150万円をクレジットカードで支払った。私が指定した通りに取引をしたが、145万円損した。5万円を返金するようメールを送信したが、連絡がない。インターネットで調べたら、詐欺業者だと言う記載があった。詐欺業者なら、私が振り込んだお金を全額返金させたい。

※バイナリーオプション

外国通貨などの短期的な相場を予想する取引。予想期間が24時間を超えない短期間の取引が多く、投機性が高いとされる。例えば10時間後の外国通貨に対する円の価格が事前に設定した価格を上回るか、下回るかを予想し、その通りになれば一定額の利益を得るが、外れれば損になる。

③未公開株（70歳代 男性）

A証券（架空）の担当者から電話があり「B社の株が近く上場される。名古屋市の人しか購入することが出来ない。封筒が届いていないか。当社としても購入したいのであなたの名前を貸して欲しい」と電話があった。

封筒は届いていないが、名前を貸すくらいならいいと了解をした。

その後、B社から電話があり「2,000万円の振込があったが、会社の名義になっているので受け取れない」と電話があった。すぐにA証券の担当者へ電話をすると「あなたの口座番号を教えて欲しい。そこへ振込をするようにする」と言われた。しかし、不審に思って「口座番号は教えられない。これ以上係わりは持ちたくない」と言って、電話を切った。その後、電話はない。